

第3回
美方町・村岡町・香住町合併協議会

会議資料

平成16年1月24日(土)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第3回美方町・村岡町・香住町合併協議会会議次第

とき：平成16年1月24日(土)
ところ：香住町文化会館

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議の成立

4 会議録署名委員の指名

5 議 題

(1) 報告事項

報告第12号 第1回新町まちづくり計画検討小委員会について

(2) 協議事項

協議第15号 新町の事務所の位置等検討小委員会の設置について

協議第16号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第17号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第18号 議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会の設置について

協議第11号(継続) 新町の名称について

6 その他

第4回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年2月9日(月) 13:30~

(2) 場 所 美方町総合センター

(3) 協議事項(予定)

協議第19号 財産の取扱い(その1)について

協議第20号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第21号 条例、規則等の取扱いについて

協議第22号 慣行の取扱いについて

第5回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年2月24日(火) 13:30~

(2) 場 所 村岡町老人福祉センター

7 閉 会

会議資料 資料索引

報告 第 12 号	第1回新町まちづくり計画検討小委員会について	P 1 ~ P 2
協議 第 15 号	新町の事務所の位置等検討小委員会の設置について	P 3 ~ P 4
協議 第 16 号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	P 5 ~ P 10
協議 第 17 号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	P 11 ~ P 16
協議 第 18 号	議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会の設置について	P 17 ~ P 18
協議 第 11 号 (継 続)	新町の名称について	P 19 ~ P 23

報告第12号

第1回新町まちづくり計画検討小委員会について

第1回新町まちづくり計画検討小委員会について報告する。

平成16年1月24日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

第1回新町まちづくり計画検討小委員会について

第1回新町まちづくり計画検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。

平成 年 月 日承認

平成16年1月15日

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会長 岩瀬 健様

新町まちづくり計画検討小委員会

委員長 井上一郎

第1回新町まちづくり計画検討小委員会の報告について

第1回新町まちづくり計画検討小委員会を1月14日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 報告事項

(1) 出席者

18名

(2) 協議事項について

委員長及び副委員長の選任について

職名	氏名	出身町
委員長	井上一郎	美方町
副委員長	村瀬晴好	香住町

協議第15号

新町の事務所の位置等検討小委員会の設置について

新町の事務所の位置等検討小委員会の設置について提出する。

平成16年1月24日提出

**美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健**

新町の事務所の位置等検討小委員会の設置について

美方町・村岡町・香住町合併協議会規約第11条第1項に基づき、新町の事務所の位置等検討小委員会を別紙のとおり設置する。

平成 年 月 日確認・継続協議

新町の事務所の位置等検討小委員会

(所掌事務)

新町の事務所の位置等を調査及び審議する事務を所掌する。

(委員の選出)

美方町・村岡町・香住町合併協議会規約第8条第1項第1号委員、第2号委員、第3号委員から各町2人の計15人以内とする。

区分		氏名
1	規約第8条第1項第1号委員	美方町長
2		村岡町長
3		香住町長
4	規約第8条第1項第2号委員	美方町議會議長
5		美方町議會議員
6		村岡町議會議長
7		村岡町議會議員
8		香住町議會議長
9		香住町議會議員
10	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者
11		
12		村岡町学識経験者
13		
14		香住町学識経験者
15		

協議第16号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成16年1月24日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会長 岩槻 健

協定項目	2 - (3)	議会の議員の定数及び任期の取扱い
小委員会を設置し、定数及び任期等の取扱いについて検討を行うものとする。		

平成 年 月 日確認・継続協議

(協議 17号関係)

美方町・村岡町・香住町合併協議会の調整方針

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	協議細目	
調整方針	小委員会を設置し定数及び任期等の取扱いについて検討を行うものとする。		

関係 3町の議会議員の定数・任期

町名	人口[国調](人)	面積(Km ²)	自治法定数	条例定数	現数	任期
美方町	2,640	66.16	14人	12人	12人	平成19年4月29日
村岡町	6,633	165.66	18人	16人	16人	平成19年4月29日
香住町	13,998	137.20	22人	16人	16人	平成19年4月29日
合計	23,271	369.02	54人	44人	44人	

参考資料

先進事例

1. 近隣の法定合併協議会における定数状況

新市名(協議会名)	人口[国調](人)	面積(Km ²)	自治法定数	条例定数	合併期日	特例適用	在任議員数
美方町・村岡町・香住町	23,271	369	26		H17.3.1		
養父市	30,110	423	26	22	H16.4.1	在任特例 合併後7ヶ月	56
朝来市	36,069	403	26	26	H17.3.31	在任特例 合併後1年1ヶ月	62
丹波市	72,862	493	30	30	H16.11.1	適用せず 50日以内の選挙	-
南あわじ市	54,979	229	30	28	H17.1.11	在任特例 合併後10ヶ月	62
京丹後市	65,578	501	30	30	H16.3.1	適用せず 50日以内の選挙	-

2. 県内の市町議会議員の定数状況

市町名	人口[国調](人)	面積(Km ²)	自治法定数	条例定数	備考
和田山町	17,051	116	22	18	
日高町	18,410	150	22	18	
夢前町	21,952	146	26	18	
山崎町	25,971	179	26	18	
太子町	31,960	23	26	20	
相生市	34,103	90	26	20	
西脇市	37,768	97	26	20	
龍野市	40,550	70	26	22	
洲本市	41,158	124	26	22	
篠山市	46,325	378	26	22	
豊岡市	47,742	162	26	22	

参考資料	
	<p>市町村の新設合併が行われた場合は、合併関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失うことが原則であることから、合併に際して、次のいずれかの制度を選択する必要がある。</p>
地方自治法及び公職選挙法の原則	<p>地方自治法及び公職選挙法の原則を適用</p> <p>H17.3.1</p>
定数特例制度	<p>定数特例制度を適用</p> <p>H17.3.1</p>
在任特例制度	<p>在任特例制度を適用</p> <p>H17.3.1</p>

参考資料	
参考法令	内容
地方自治法 第91条抜粋	<p>地方自治法及び公職選挙法の原則</p> <p>(市町村議会の議員の定数) - 平成15年1月1日から改正</p> <p>第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、該当各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <p>(5) 人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村 26人</p> <p>7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。</p> <p>(議員の任期)</p> <p>第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。</p>
公職選挙法(抄) 第33条抜粋	<p>(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)</p> <p>第33条</p> <p>3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p>
市町村の合併の 特例に関する法 律(抄) 第6条抜粋	<p>定数特例制度</p> <p>(議会の議員の定数に関する特例)</p> <p>第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項(平成15年1月1日から改正)の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。</p>

参考資料	
参考法令	内容
市町村の合併の特例に関する法律(抄) 第7条抜粋	<p>在任特例制度 (議会の議員の在任に関する特例)</p> <p>第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。</p> <p>(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間</p>
公職選挙法(抄) 第15条抜粋	<p>議会の議員の選挙区 (地方公共団体の議会の議員の選挙区)</p> <p>第15条</p> <p>6 市町村は特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもって選挙区とする。</p> <p>7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区域、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p>8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(人口に比例しない議員の定数)</p>
公職選挙法施行令(抄) 第9条抜粋	<p>第9条 市町村の廢置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。</p>

協議第17号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成16年1月24日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会長 岩槻 健

協定項目	2 - (4)	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
小委員会を設置し、定数及び任期等の取扱いについて検討を行うものとする。		

平成 年 月 日確認・継続協議

(協議18号関係)

美方町・村岡町・香住町合併協議会の調整方針

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	協議細目	
調整方針	小委員会を設置し定数及び任期等の取扱いについて検討を行うものとする。		

- 関係3町の農業委員会委員の定数・任期 -

区分		美方町	村岡町	香住町	合計
選挙	農委法定数	20人	20人	20人	60人
	条例定数	10人	12人	12人	34人
	現員	10人	12人	12人	34人
選任	法第12条1号 (農協推薦委員)	1人	1人	1人	3人
	法第12条2号 (議会推薦委員)	3人	2人	3人	8人
任期		H18.9.11	H18.9.30	H16.3.24	
町の面積 (km ²)		66.16	165.66	137.2	369.02
農地面積 (ha)		159	464	385	1,008
農家戸数 (戸)		371	935	746	2,052
農委有権者数 (人)		1,057	1,670	1,833	4,560

農地面積及び農家戸数は、2000年農業センサスより

農委有権者数は、平成15年1月1日現在の有権者数。

参考資料

-先進事例-

新市町名(協議会名)	面積(ha)	農委法定数	条例定数	合併年月日	特例適用	在任委員数	選挙区
美方町・村岡町・香住町	36,902	20		H17.3.1			
養父市	42,278	30	30	H16.4.1	在任特例 合併後7ヶ月	53	-
朝来市	40,298	30	30	H17.3.31	在任特例 合併後約4ヶ月	55	-
丹波市	49,328	30	新市で決定	H16.11.1	在任特例 合併後3ヶ月	80	選挙区制
南あわじ市	22,905	30	30	H17.1.11	在任特例 合併後4ヶ月	58	-
京都府・京丹後市	50,183	30	30	H16.3.1	在任特例 合併後3ヶ月	30	選挙区制
熊本県・あさぎり町	15,949	20	20	H15.4.1	適用せず 50日以内の選挙	-	-

市町名	面積(ha)	農委法定数	条例定数	選挙区
日高町	15,024	20	16	-
夢前町	14,622	20	15	-
山崎町	17,889	20	16	-
洲本市	12,425	30	24	-
豊岡市	16,235	30	23	-
篠山市	37,761	30	24	選挙区制

参考資料

市町村の新設合併が行われた場合は、合併関係市町村の農業委員会の委員はすべてその身分を失うことが原則であることから、合併に際して、次のいずれかの制度を選択する必要がある。

区分		選任方法	定数	任期	根拠法令	
1	新町に1つの委員会を置く場合	原則1	新たに選挙する (合併の日から50日以内)	条例で定める数 (20人以下)	3年	<ul style="list-style-type: none"> ・農委法第3条第1項、第7条第1項、第15条第1項 ・農委法令第2条の2
		特例1	右記の定数を超える時は、合併関係市町村の選挙による委員で互選する	協議による80を超える10を下らない数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	<ul style="list-style-type: none"> ・農委法第3条第1項 ・合併特例法第8条第1・2項
2	(1)新町に従前の市町村の区域ごとに委員会を置く場合	特例2	従前の市町村の委員会は、それぞれ新町の委員会となって存続し、委員もそのまま存続する	従来の定数	従来の任期	<ul style="list-style-type: none"> ・農委法第34条第1項 ・合併特例法第8条第3項
	(2)新町に従前の区域と異なった区域により2以上の委員会を置く場合	原則2	各委員会ごとに新たに選挙する	条例で定める数	3年	<ul style="list-style-type: none"> ・農委法第3条第2項、第7条第1項、第15条第1項 ・農委法令第1条の3、第2条の2
	特例3	右記の定数を超えるときは、各委員会ごとに合併関係市町村の選挙による委員で互選する	協議により80を超える10を下らない数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	<ul style="list-style-type: none"> ・農委法第3条第2項 ・農委法令第1条の3 ・合併特例法第8条第3項 	

参考資料	
参考法令	内容
農業委員会等に関する法律 第3条抜粋	<p>(設置)</p> <p>第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。</p> <p>2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあっては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。</p>
第7条抜粋	<p>(選挙による委員)</p> <p>第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。</p> <p>2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。</p>
第10条の2条 抜粋	<p>(選挙の単位)</p> <p>第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。</p> <p>2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。</p> <p>3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。</p>
第12条抜粋	<p>(選任による委員)</p> <p>第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。</p> <p>1 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員）各1人</p> <p>2 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内</p>
第15条抜粋	<p>(委員の任期)</p> <p>第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。</p>
第34条抜粋	<p>(境界の変更の場合の特例)</p> <p>第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。</p>

参 考 資 料

参 考 法 令	内 容								
農業委員会等に関する法律施行令 第1条の3 抜粋 第1条の2 抜粋	<p>(2 以上の農業委員会を置くことができる市町村)</p> <p>第1条の3 法第3条第2項 の政令で定める市町村は、その区域の面積が 2 万 4 千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が 7 千ヘクタールを超える市町村とする。</p> <p>(選挙による委員の定数の基準)</p> <p>第1条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>定数の基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 (一) その区域内の農地面積が 1 千 3 百ヘクタール以下の農業委員会 (二) 10 アール (北海道にあつては、 30 アール) 以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人 (農地法第2条第7項 に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。) の数の合計数 (以下 「基準農業者数」 という。) が千百以下の農業委員会</td><td>20 人以下</td></tr> <tr> <td>二 一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会</td><td>30 人以下</td></tr> <tr> <td>三 その区域内の農地面積が 5 千ヘクタールを超える農業委員会</td><td>40 人以下</td></tr> </tbody> </table>	区 分	定数の基準	一 (一) その区域内の農地面積が 1 千 3 百ヘクタール以下の農業委員会 (二) 10 アール (北海道にあつては、 30 アール) 以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人 (農地法第2条第7項 に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。) の数の合計数 (以下 「基準農業者数」 という。) が千百以下の農業委員会	20 人以下	二 一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30 人以下	三 その区域内の農地面積が 5 千ヘクタールを超える農業委員会	40 人以下
区 分	定数の基準								
一 (一) その区域内の農地面積が 1 千 3 百ヘクタール以下の農業委員会 (二) 10 アール (北海道にあつては、 30 アール) 以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人 (農地法第2条第7項 に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。) の数の合計数 (以下 「基準農業者数」 という。) が千百以下の農業委員会	20 人以下								
二 一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30 人以下								
三 その区域内の農地面積が 5 千ヘクタールを超える農業委員会	40 人以下								
第5条 抜粋	(選挙区の基準)								
	第5条 法第10条の2第2項 の規定により農業委員会の区域を分けて 2 以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域の農地面積が 500 ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が 600 以上となるようにしなければならない。 基準農業者数：一定規模(10a)以上の農地につき耕作を営む農家世帯数および農業生産法人の数の合計								
市町村の合併の特例に関する法律 第8条 抜粋	<p>(農業委員会の委員の任期等に関する特例)</p> <p>第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては 80 を超えず 10 を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては 40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間 								

協議第18号

**議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会
の設置について**

議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会の設置について提出する。

平成16年1月24日提出

**美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 橋 健**

議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会の設置について

美方町・村岡町・香住町合併協議会規約第11条第1項に基づき、議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会を別紙のとおり設置する。

議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会

(所掌事務)

議会の議員及び農業委員会の委員の任期等を調査及び審議する事務を所掌する。

(委員の選出)

美方町・村岡町・香住町合併協議会規約第8条第1項第3号委員15人以内とする。

区分		氏名
1	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者
2		
3		
4		
5		
6		村岡町学識経験者
7		
8		
9		
10		
11		香住町学識経験者
12		
13		
14		
15		

協議第11号（継続）

新町の名称について

新町名称募集要項について協議する。

平成16年1月24日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会長 岩槻 健

協定項目	1 - (3)	新町の名称
新町にふさわしい名称を公募するため、新町名称募集要項を別紙のとおり定める。		

平成 年 月 日確認・継続協議

新町名称募集要項

- 1 公募範囲
美方町、村岡町、香住町に住所を有する者
- 2 周知方法
チラシ、協議会だより、町広報等により広く周知に努める。
- 3 募集期間
平成16年2月1日(日)から平成16年2月29日(日)まで。(郵便は当日消印有効)
- 4 応募方法
応募用紙、ファックス、はがき、封書、Eメールによるものとする。
- 5 応募(提出)先
美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局
美方町、村岡町及び香住町役場
- 6 記載内容
新町の名称(ふりがな) 名称の意味又は理由 住所 氏名
電話番号
- 7 募集条件
応募は一人3点までとする。ただし、3点を超えることがあった場合は、応募者に確認の上、調整することとする。なお、同一人の同一名称(表記が同じもの)は1点として取り扱うこととする。
名称については「但馬町」(ひらがな、カタカナ含む)は使用できないこととするが、それ以外は特段の制約はしない。
- 8 応募様式について
応募様式は任意とする。ただし、原則として新町名称募集要項6に基づく記載内容を明記するものとする。
- 9 選定方法
選定の観点を参考にして、合併協議会において選定する。ただし、作品ごとの応募数は選定の基準とせず参考にとどめることとする。
- 10 選定の観点
次に掲げる項目を選定の観点とする。
地域が地理的にイメージできる名称
地域の特色をあらわす名称
地域の歴史文化にちなんだ名称
合併を記念した名称
その他新町にふさわしい名称
- 11 応募結果の公表
協議会において公表する。

12 賞

1) 名付け親賞

新町の名称として決定された作品の応募者の中から抽選で1名に贈呈する。

賞品は、5万円分の商品券とする。商品券は、住所を有する町の商工会が所管する商品券とする。

2) 特別賞

新町の名称として決定された作品の応募者の中から抽選で20名以内に贈呈する。賞品は、5千円分の商品券とする。

3) 抽選方法について

名付け親賞、特別賞については協議会の会長が協議会の会議の場においてそれぞれ抽選する。

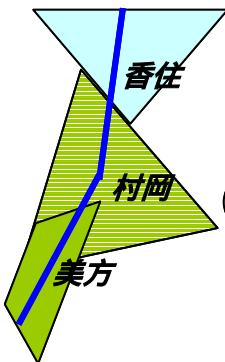
4) 贈呈等について

名付け親賞については協議会の会議の場において贈呈し、特別賞については当該応募者宛てに郵送することとする。

13 その他事項

1) 応募作品については、その趣旨を損なわない範囲において変更することができるとしてする。

2) 応募作品に関する一切の権利は合併協議会に帰属するものとする。



新町名称募集

募集
期限

平成16年

2月29日(日)

までに必着

(郵便は当日消印有効)

= 募集要項 =

1. 応募資格

美方町、村岡町及び香住町に
住所を有する方とします。

名付け親賞

1名

5万円分商品券

特別賞

20名以内

5千円分商品券

このはがきが応募用紙となります。

2. 応募条件

一人3点まで応募できます。
なお、同一人の同一名称(表記が同じ
もの)は1点として扱います。

3. 応募方法

応募用紙、ファックス、はがき、封書、
メールで応募してください。

4. 応募(提出)先

美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局
又は、美方町、村岡町、香住町の各役場

5. 記載していただく事項

「新町の名称(ふりがな)」
名称には必ずふりがなをつけてください。
「名称の意味又は理由」
「住所」・「氏名」・「電話番号」

お問い合わせ・応募先

〒667-1368

兵庫県美方郡村岡町入江711番地の2
射添会館内
美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局
TEL 0796(99)5050
FAX 0796(95)0221
Eメール mmk3t-gappei@fine.ocn.ne.jp

料金受取人払

667-1368

村岡局承認

番号

差出有効期間

平成16年2月

29日まで

(切手不要)

兵庫県美方郡村岡町入江711番地の2
射添会館内

美方町・村岡町・香住町

合併協議会事務局 行

* 詳しい内容は裏面をご覧ください。

応募用紙兼ファクシミリ送信状

新しい町の名称募集

美方町・村岡町・香住町合併協議会では、新しく誕生する町の名称を募集します。

この地域にふさわしい名称をみんなで考えてみませんか。
応募された方の中から、抽選で「名付け親賞」、「特別賞」が贈られます。

下記項目についてご記入いただき、持参、郵送される方は点線で切り取ってご使用ください。

又、ファックスで応募される方は、この用紙全面を下記番号にFAX送信してください。

FAX 0796(95)0221

新町の名称			
(ふりがな) _____			
名 称 町			
名称の意味又は理由			
住 所	〒	兵庫県	郡 町
(ふりがな)			
氏 名			
電話番号			

= 名称を考えるに当たって =
おおむね次の観点で選考しますのでご参考にしてください。
地域が地理的にイメージできる名称
地域の特色をあらわす名称
地域の歴史文化にちなんだ名称
合併を記念した名称
その他新しいまちにふさわしい名称

= 留意事項 =
「但馬町」(ひらがな、カタカナ含む)は使用できません。

= その他 =
応募された名称は、その趣旨を損なわない範囲で変更できるものとします。
応募作品に関する権利は、協議会に帰属しますのでご了承ください。
応募結果については協議会において公表します。

* この用紙は各町の役場と合併協議会事務局においてありますのでどしどしご応募ください。